

(目的)

第1条 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会（以下「本会」という）名をもって、後援、協賛、共催等（以下「後援等」という）の名義使用承認に関し、必要な事項を定めることにより、事務執行の適正を図ることを目的とする。

(承認の内容)

第2条 この基準において掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
 - (2) 後援・協賛 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- 2 印刷物等への記載は原則として後援名義とし、特に必要と認められるときは協賛もしくは共催名義の使用承認とする。

(承認の基準)

第3条 後援等承認基準は、次の各号に定める基準によるものとする。

2 主催者についての承認基準

- (1) 官公庁及びこれに準ずる団体
- (2) 公益法人及びこれに準ずる団体
- (3) 民間の企業または福祉団体
- (4) その他特に会長が認めるもの

3 事業内容についての承認基準

- (1) 事業内容が明らかに福祉・保健衛生の向上・推進をめざすものであり、公益性のあるものであること。ただし、宗教及び政治活動を認められるものを除く。
- (2) 政治的中立の趣旨に反しないものであること。
- (3) 主催または主催団体の存在が明確であること。
- (4) 営利を目的としないものであること。
- (5) 入場料その他これに類するものを徴収しないこと。ただし、当該事業の運営に係る経費の範囲内である場合やチャリティ等を目的として開催される事業の場合はこの限りではない。
- (6) 事業内容が武蔵野市民を対象とすること。
- (7) 開催の場所が、公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び措置が講ぜられていること。
- (8) 個人の発表会等でないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会長がその目的、事業内容等を勘案して特に適当と認めたものであること。
- (10) 過去に名義の使用承認をした者で、承認の条件を履行しなかった者については、新たな承認をしないこと。また同一団体とみなされる者が、形式的に名義を変えている場合も同様とする。

(使用を承認する名義等)

第4条 承認する名義は、原則として「社会福祉福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会」とする。また本会が運営するボランティアセンター武蔵野での申請がある場合はその名称とする。

(申請手続等)

第5条 名義使用承認を申請する場合は、申請者は別記様式第1号による申請書を原則として事業実施の2ヶ月前までに、会長に提出しなければならない。

2 会長は前項の提出を受けたときは、承認基準に適合しているかどうかの調査を行い、申請のあった翌日から起算して21日以内に承認又は不承認の通知をするものとする。

(承認の条件)

第6条 別記様式第2号により名義使用承認の決定通知を行う場合は、次の各号の条件を付すものとする。

- (1) 名義使用承認は、承認した日から当該事業終了までとし、長期間にわたるものは3ヶ月を限度とする。
- (2) 名義使用承認後、事業計画に変更があった場合は、直ちに改めて第5条に定める申請手続をとること。
- (3) 経費を負担しない名義使用の場合は、その旨明記すること。
- (4) 事業の共催等にあつて、本会が経費の分担又は事務の分担をする場合は、別に協定書を作成し、それぞれの分担範囲を明確にすること。ただし、事務の分担のみのとき、又は経費分担をする場合でも協定書の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

(事業終了報告)

第7条 事業終了後、その結果について別記様式第3号により、速やかに報告書を会長に提出しなければならない。

(不承認、取消し及び警告)

第8条 名義使用承認の申請について、不承認を決定したときは、別記様式第4号により不承認の通知をするものとする。

2 名義使用承認後、事業内容等において承認基準に違反する事実が明らかとなったときは、別記様式第5号により取消しの通知をするものとする。

3 名義無断使用の場合は、警告書を発行するほか必要な措置をとるものとする。

(その他の事項)

第9条 この基準に定めるもののほか後援名義等使用承認事務について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。